

此ノ多額ヲ得ルニテハカク補給ノ代表者トシテ西會ノ
 少額トハ出来ナクトスルニテカク補給ノ人トシテ西會ノ事ト
 ナリ且業員ノ高ノ南會ノ回者ト雖も此等ノ事トナリト
 且カク業員ノ高ノ南會ノ回者ト雖も此等ノ事トナリト
 問題ニ其節給金ヲ通シテ並ニ之ヲ相シテ是レ業員
 ノ要領ヲ得ス而シテ亦チヤクナリ

十日交還第節給金ノ實行ニ委ルル共節給金ヲ通シテ要領
 書ヲ提出スルトスル共節給金ノ委ルル事トナリト
 第ニ之ニ對シテ密ニ實行スルニテ亦チヤクナリト
 大及市院ノ所成切リ一般ノ空氣ヲ輕化シ交還第節給金ノ
 執行ニ其ノ概ルル事ト第ニ之ニ對シテ問題ヲ一先チ切リ
 委ルル事トナリト解^後ニ其ノ概ルル事ト第ニ之ニ對シテ
 事トナリト

財團法人協同會大阪支所

回 答 書

一、哩制度ヲ時間制度ニ改正シ勤務時間ヲ八時間ニサレタシ

回答 哩制度ヲ時間制度ニ改ムル事ハ主義トシテ同意ス

但シ之レガ方法ニ付テハ深く考慮ヲ要スル點アルヲ以テ研究
 ノ上實現ニ努ムベシ

勤務時間ヲ八時間トスル時ハ實際ノ乘務時間ハ凡ソ六時間ト
 ナル此ノ如キハ他ニ其例ナク且多額ノ經費ヲ要スルヲ以テ直

ニ實行スル事ハ困難ナリ

二、初任給ヲ六十五圓トシ勤績年長期ニ亘ル者ニハ其年次ノ率ヲ以
 テ増給サレタシ

回答 初任給ヲ確定スル事ハ困難ナリ

三年二回ノ定期昇給ヲ實施シ一回ノ昇給最低額ヲ五錢トサレタシ

回答 昇給ノ回數及金額ハ時ノ經濟狀態並ニ各人ノ成績ニ微
 シ決定スベキモノナルヲ以テ豫メ確定シ置ク事ハ不可能ナレ